

「ごみ散乱防止強調週間」と定め啓発活動を行っており、平成 22 年度は、6 月 2 日に名古屋市内の金山総合駅南口前において街頭キャンペーンを実施しました。

また、平成 22 年 10 月の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催に当たり、来訪者を美しい環境で迎えるとともにクリーンな生物の生息環境をつくり開催地にふさわしい地域づくりを進めるため、平成 21 年度から、名古屋市、あいち環境づくり推進協議会、環境省中部地方環境事務所を始めとした国関係機関と共同で、「あいち・なごやクリーンアクション for COP10」を春と秋の 2 期に分け実施しました。なお、平成 21 年度は約 90 万人、平成 22 年度は、約 92 万人の参加がありました。

ウ 放置自動車対策

放置自動車の未然防止及び処理の迅速化を図るため、県では国等関係機関と連絡会議を開催するとともに、一斉パトロール、県民や事業者への啓発、放置されやすい場所への未然防止対策を内容とする「放置自動車対策推進キャンペーン」を市町村等と協力して毎年実施しており、平成 22 年度は平成 23 年 1 月 11 日から 2 月 10 日まで実施しました。

平成 22 年度に市町村等が処理した放置自動車は 1,283 台でした。



放置自動車対策推進キャンペーン

（3）一般廃棄物の減量化・資源化

ごみの減量化・資源化の推進には、県民、事業者、行政等多くの関係者が連携して取り組む必要があります。県は、事業者団体、消費者団

体、女性団体、労働団体、県内市町村等 112 団体（平成 23 年 4 月 1 日現在）で構成するごみゼロ社会推進あいち県民会議を通じ、連携・協力しながらごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3R に取り組んでいます。県民会議では、「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」や研修会、ごみゼロ推進優良店の表彰等を実施するとともに、県民会議の中に、①ごみ減量化対策②ごみ再資源化対策③不法投棄対策の 3 つの部会を設置し、ごみゼロ社会の形成推進に関する調査・研究や普及啓発に取り組んでいます。

中でも、リデュースの重要な取組として県内全域でのレジ袋削減運動を展開しており、平成 19 年 11 月にレジ袋削減に取り組む小売店を実績に応じて表彰する「レジ袋削減取組店制度」を開始するとともに、平成 20 年 2 月に開催した「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」において「愛知県民脱レジ袋宣言」を行いました。また、レジ袋削減の取組の一つとして、市町村ごとに地域の小売店とレジ袋の有料化協定を結ぶことが広がっています。平成 23 年 10 月 1 日現在で、県内全体で 342 店舗のレジ袋削減取組店の登録と 47 市町村 2,388 店舗のレジ袋有料化協定の締結が行われています。

5 産業廃棄物【資源循環推進課】

（1）産業廃棄物の減量化及び資源化

産業廃棄物の減量化及び資源化を進めるため、県は、排出事業者及び処理業者に対する説明会等を実施するなど、啓発に努めています。

また、産業廃棄物の年間発生量が 1,000 トン（特別管理産業廃棄物の場合は 50 トン）以上である事業所を設置している多量排出事業者については、法に基づき提出することとされている産業廃棄物処理計画に関する指導を通して、産業廃棄物の排出抑制、分別、再生利用等の取組を促進しています。

(2) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導・監督

ア 監視体制の強化

産業廃棄物の量の増大や質の多様化の中で不適正な処理事例が見られることから、その未然防止や早期解決に向けた的確な対応が求められています。

このため、県は、各県民事務所等に不法投棄等監視特別機動班及び廃棄物監視指導業務嘱託員（警察官OB）を配置するなど、指導・監視体制の強化を図っています。

また、産業廃棄物の適正処理の指導・監視に当たっては、事案が各種の法令や多くの行政分野にまたがるケースが多いことから、県は**あいち産業廃棄物適正処理推進会議**を設置し、会議を構成する警察、市町村等の関係部局や排出事業者、処理業者などと連携して対策を進めています。

更に、本庁に**愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会**を、各県民事務所等に**地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会**を設置し、関係機関との連携を図りながら不適正処理の未然防止に努めています。

なお、不法投棄の防止等に当たっては、地域における情報の収集が第一であることから、**地域環境保全委員制度**を活用するほか、社団法人愛知県建設業協会、愛知県森林組合連合会に情報提供を依頼しています。また、不法投棄専用ファクシミリ（052-953-7776）や電子メール（junkan@pref.aichi.lg.jp）により情報の収集中に努めるとともに、休日、夜間の監視業務を民

間の警備会社に委託し、不法投棄などの未然防止や早期発見を図っています。

イ 立入検査・指導

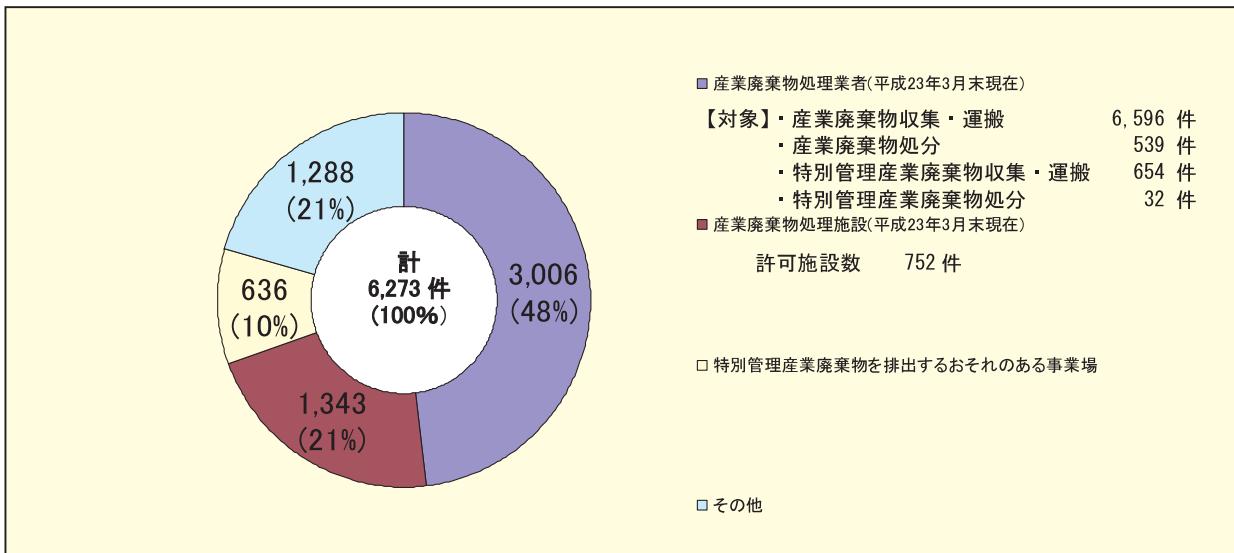
平成22年度、県は、処理業者や処理施設を設置する事業場への立入検査を延べ6,273件実施しました（図8-2-6）。このうち、322件の不適正な事例については改善勧告などの適正処理に向けた指導を行いました。更に、指導に従わない者については、改善命令や産業廃棄物処理業の許可の取消など、21件の行政処分を行いました（表8-2-7）。

また、6月と11月を「**産業廃棄物の適正処理に係る指導強化期間**」と定め、中間処理業者や最終処分業者への一斉立入検査を行い、マニフェストの適正な使用や帳簿の適正な管理などを重点的に検査するとともに、不法投棄や野焼きなど不適正処理を行っている事業者に対しては改善のための指導を行いました。



立入検査の状況

図 8-2-6 産業廃棄物処理業者等への立入件数（平成 22 年度）



(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。

(資料) 環境部調べ

表 8-2-7 行政処分及び指導件数

区分	年度	20	21	22
行政処分	業・施設の取消	19	25	19
	措置命令	0	0	0
	業・施設の停止命令	1	0	0
	改善命令	4	1	2
	小計	24	26	21
行政指導	改善勧告	21	25	17
	指導票の交付	218	260	305
	小計	239	285	322
合計		263	311	343

(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。

(資料) 環境部調べ

ウ 条例・要綱に基づく施策

産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、廃棄物処理法による規制に加え、県は、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例に基づき、焼却施設、最終処分場等を設置しようとする者に対する住民説明会の開催、県外から産業廃棄物を搬入しようとする者への事前の届出、建設廃棄物等を屋外で保管しようとする者への保管場

所の届出等、種々の義務を課しています。

また、愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、処理施設の立地、構造及び維持管理基準を遵守させるなど、排出事業者等への指導を行っています。

(3) 産業廃棄物に係る苦情件数

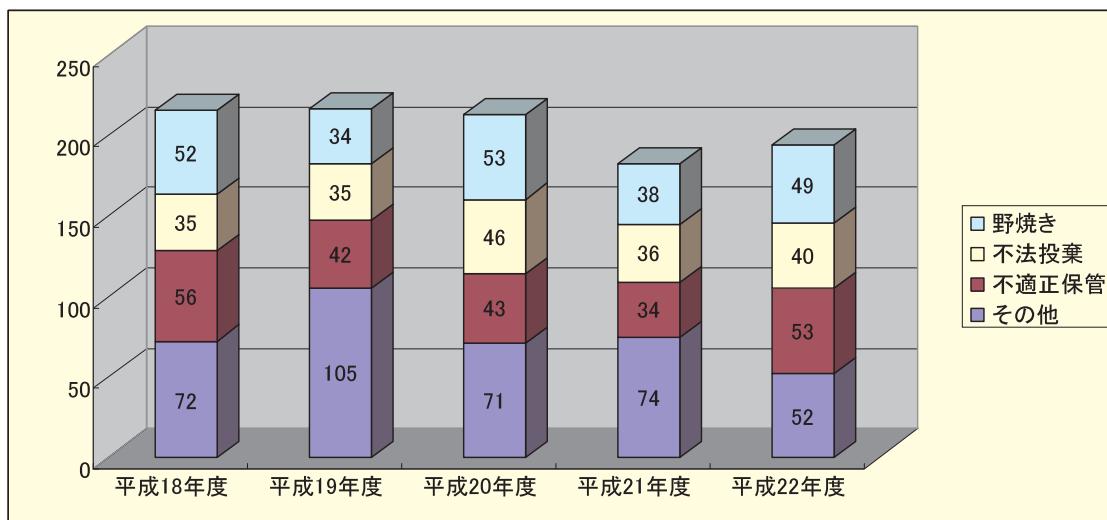
平成 22 年度に県に寄せられた苦情件数は 194 件で、その内訳は、野焼きが 49 件、不法投棄が

40 件、不適正保管が 53 件、施設の維持管理不良等のその他が 52 件でした。

平成 21 年度と比較すると、全体数は若干増加しており、施設の維持管理不良等の「その他」が

減少しましたが、「野焼き」、「不法投棄」及び「不適正保管」が増加しました。なお、「その他」については、過去 5 年間で最少となりました。(図 8-2-7)。

図 8-2-7 産業廃棄物に係る苦情件数



(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。

(資料) 環境部調べ

(4) 産業廃棄物処理業者の優良化の促進

平成 22 年の廃棄物処理法の改正により、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が新設されました。

これは、一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者を知事が認定する制度です。

なお、優良認定を受けた業者は、許可証に優良マークが付与され、許可の有効期間が 5 年から 7 年になる等のメリットを受けることができます。

県は、本制度の普及のため、説明会の開催や、認定業者の県ホームページへの掲載を行っています。

(5) マニフェスト制度の推進

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度は、産業廃棄物の収集・運搬や中間処理・最終処分を処理業者に委託する場合、排出事業者が処理業者に対してマニフェストを交付し、委託した内容どおりに処理が適正に行われたことを確認するための制度です。この制度は、産業廃棄物

の委託処理における排出事業者責任を明確にすることで不法投棄を未然に防止するため導入され、平成 10 年からすべての産業廃棄物を対象としています。

マニフェストには紙マニフェストと電子マニフェストの 2 種類があり、情報をすべて電子化し、オンライン上で運用できるようにした電子マニフェストは処理の過程のデータの透明性が高く記録の改ざんが難しくなるなど、その普及により更なる不適正処理の防止につながる効果が期待されます。

また、電子マニフェストを利用する場合、事業者が行うこととされているマニフェストの保存や交付実績の報告を国が指定する情報処理センターが代行するなど事務の合理化が図られています。

このため、県は、マニフェストを多く交付している事業者で構成される業界団体に対して電子マニフェストの普及啓発を行うとともに、平成 19 年度から平成 22 年度まで電子マニフェス

トを導入する団体を対象にした補助制度を設け、社団法人愛知県産業廃棄物協会始め4団体に対して助成を行うことで、電子マニフェストの導入促進を図っています。

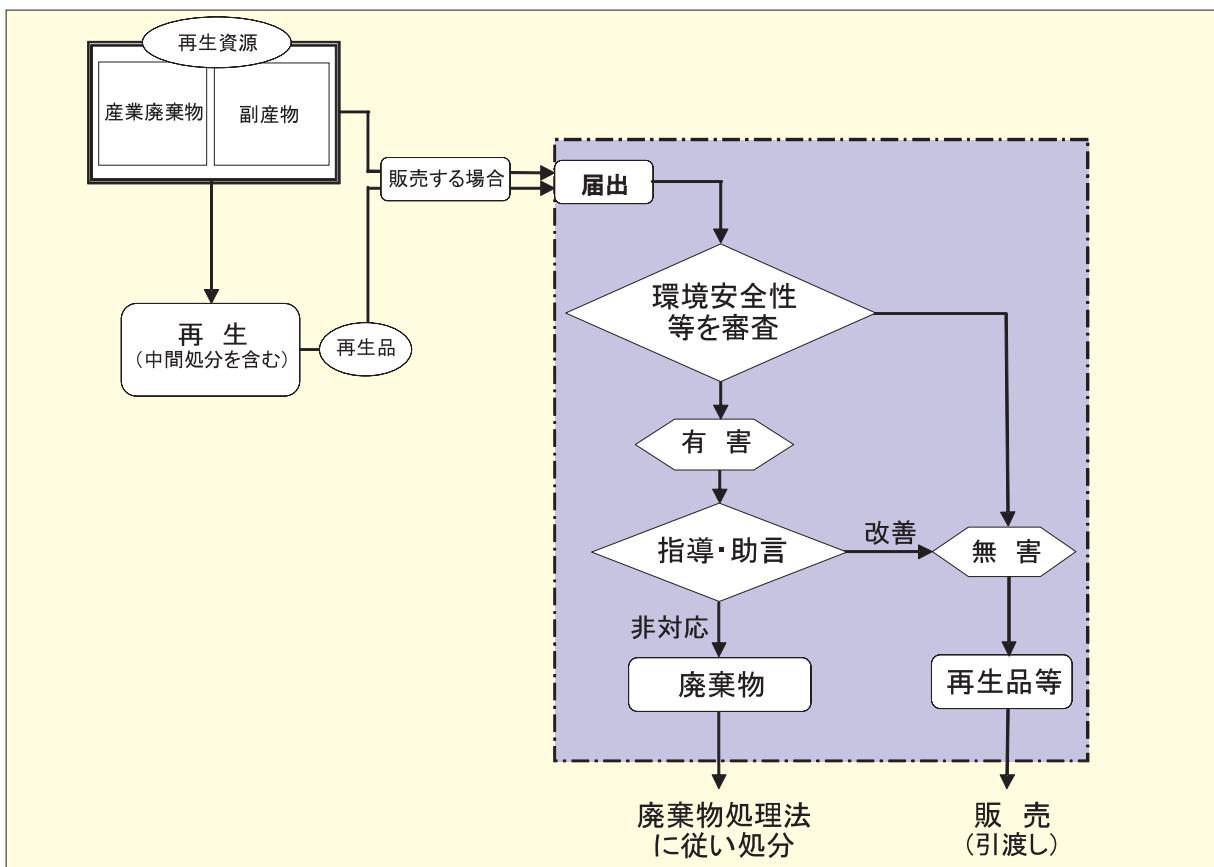
平成23年3月末の本県における電子マニフェストシステムの加入状況は5,143事業所で、全国の72,761事業所の約7%を占めています。

(6) 再生資源活用審査制度

県は、平成20年4月に策定した「**再生資源の適正な活用に関する要綱**」に基づき、産業廃棄物等から製造された再生品等が市場に流

通する前にその環境安全性を審査し、産業廃棄物の不適正処理の防止を図っています。この制度では、事業者が産業廃棄物等を再生し得られた製品を販売しようとする場合には事前に県へ届出することとされており、県は、書面審査や事業所の現地調査、再生品等の分析検査を行っています(図8-2-8)。この制度がスタートした平成20年7月から平成23年3月までに623件の届出が行われ、その環境安全性について確認しています。

図8-2-8 再生資源活用審査制度の仕組み



6 リサイクル・未利用資源の利活用

(1) 容器包装リサイクル法【資源循環推進課】

県は、「分別収集促進計画」に基づき、県内市町村の分別収集状況の把握や市町村に対する情報提供や助言等を行うとともに、県民、事業者

等にパンフレットを配布するなどの啓発活動を行い、分別収集の促進を図っています(表8-2-8)。

平成22年9月には、第6期計画(計画期間:平成23年度~27年度)を策定しました。

表 8-2-8 愛知県分別収集促進計画（第6期）

年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
区分		収集見込量(t)	市町村数								
ガラスびん	無色	21,370	57	21,291	57	21,003	57	20,810	57	20,624	57
	茶色	16,302	57	16,203	57	16,085	57	15,964	57	15,850	57
	その他	8,710	57	8,620	57	8,525	57	8,429	57	8,338	57
ペットボトル		18,544	57	18,735	57	18,865	57	19,032	57	19,188	57
その他の プラスチック製 容器包装		62,684	52	65,524	52	65,195	52	65,478	52	64,996	52
スチール缶		11,671	57	11,553	57	11,450	57	11,333	57	11,219	57
アルミ缶		4,184	57	4,220	57	4,232	57	4,240	57	4,253	57
段ボール		32,657	56	32,741	56	32,912	56	33,016	56	33,112	56
紙パック		1,642	54	1,656	54	1,675	54	1,680	54	1,686	54
その他の 紙製容器包装		18,897	37	19,408	37	19,299	37	19,180	37	18,705	37
計		196,661	—	199,951	—	199,241	—	199,162	—	197,971	—

(注) 市町村数は平成22年4月現在の市町村数(57)に対する数である。

(2) 家電リサイクル法【資源循環推進課】

不法投棄された廃家電は市町村が回収しリサイクルを行っていますが、その負担は大きなものとなっています。そこで、県は、市町村と連携・協力して不法投棄防止の広報活動とそのパトロール等を行っています。

(3) 食品リサイクル法【食育推進課】

食品リサイクルを推進するため、県は、事業者に対する普及啓発を行っています。

(4) 建設リサイクル法など【住宅計画課、建設企画課】

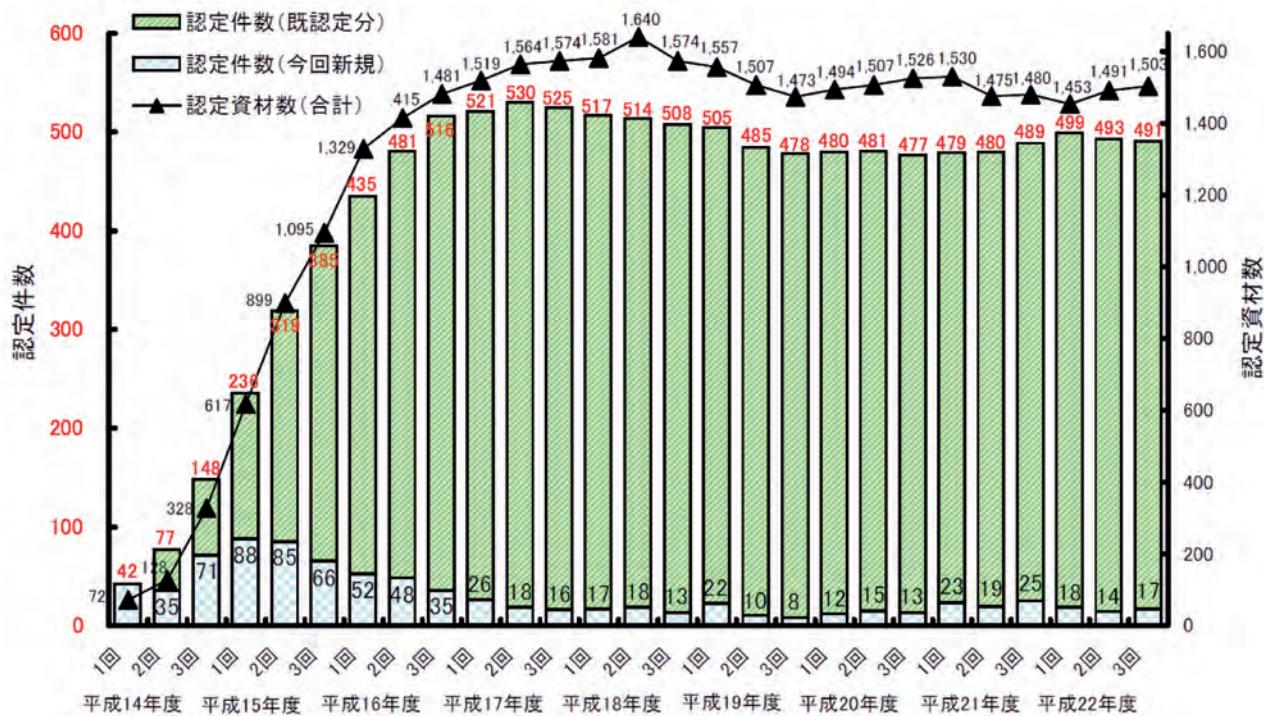
法律に基づく建築物の分別解体計画の届出等の審査業務のほか、建設再生資材の適正な利用を図るため、県は、県内一斉パトロールを始め

日常的にパトロールを行っています。

また、県の公共工事で率先してリサイクル資材を利用することによりその普及を促進しようと、県は、評価基準に適合する建設資材の認定、公表を行う「あいくる(愛知県リサイクル資材評価制度)」を設けています。

現在26品目に関して評価基準を設けており、認定件数は23品目491件1,503資材です(平成23年3月31日現在))。

図 8-2-9 愛知県リサイクル資材評価制度による認定件数と認定資材数の推移



(資料) 建設部調べ

(5) 自動車リサイクル法【資源循環推進課】

県は、自動車リサイクル法に基づき、引き取り業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者などの関係者に対し、使用済み自動車のリサイクル、適正処理の指導を行っています。また、盗難自動車の不正輸出を防止するとともに、自動車の解体における適切な環境保全措置を促すため、自動車の解体事業場に対して愛知県警察等と連携して合同立入を実施しています。

(6) 菜の花エコプロジェクトの推進【食育推進課】

「菜の花エコプロジェクト」は、菜の花を栽培し観光資源として活用しながら、その種から食用のなたね油を搾り、更に、使用後は回収して石けんや軽油代替のバイオディーゼル燃料

(BDF) にリサイクルするとともに搾油時に出た油かすを肥料等として用いるという、環境負荷の低減と資源循環利用を図るための取組です。

県は、平成 17 年度からこのプロジェクトの啓発活動や推進組織の充実、菜の花に関する試

験研究に取り組んでいます。

平成 22 年度は、県内の活動団体等を集めた栽培講習会を開催したほか、農業総合試験場や、菜の花エコプロジェクトに先進的に取り組む NPO 法人のほ場、搾油工場の見学をするバスツアーを実施しました。また、農業総合試験場では、搾油用菜種の低成本生産、增收及び作期短縮など、生産性を向上させるための研究を実施しました。

今後も、県内の各活動団体に対して、栽培技術習得のための講習会やこれまでの農業総合試験場での研究成果をマニュアル化して配布するとともに、搾油用なたねの生産性向上のための試験研究に取り組んでいきます。

(7) 下水汚泥の利活用【下水道課】

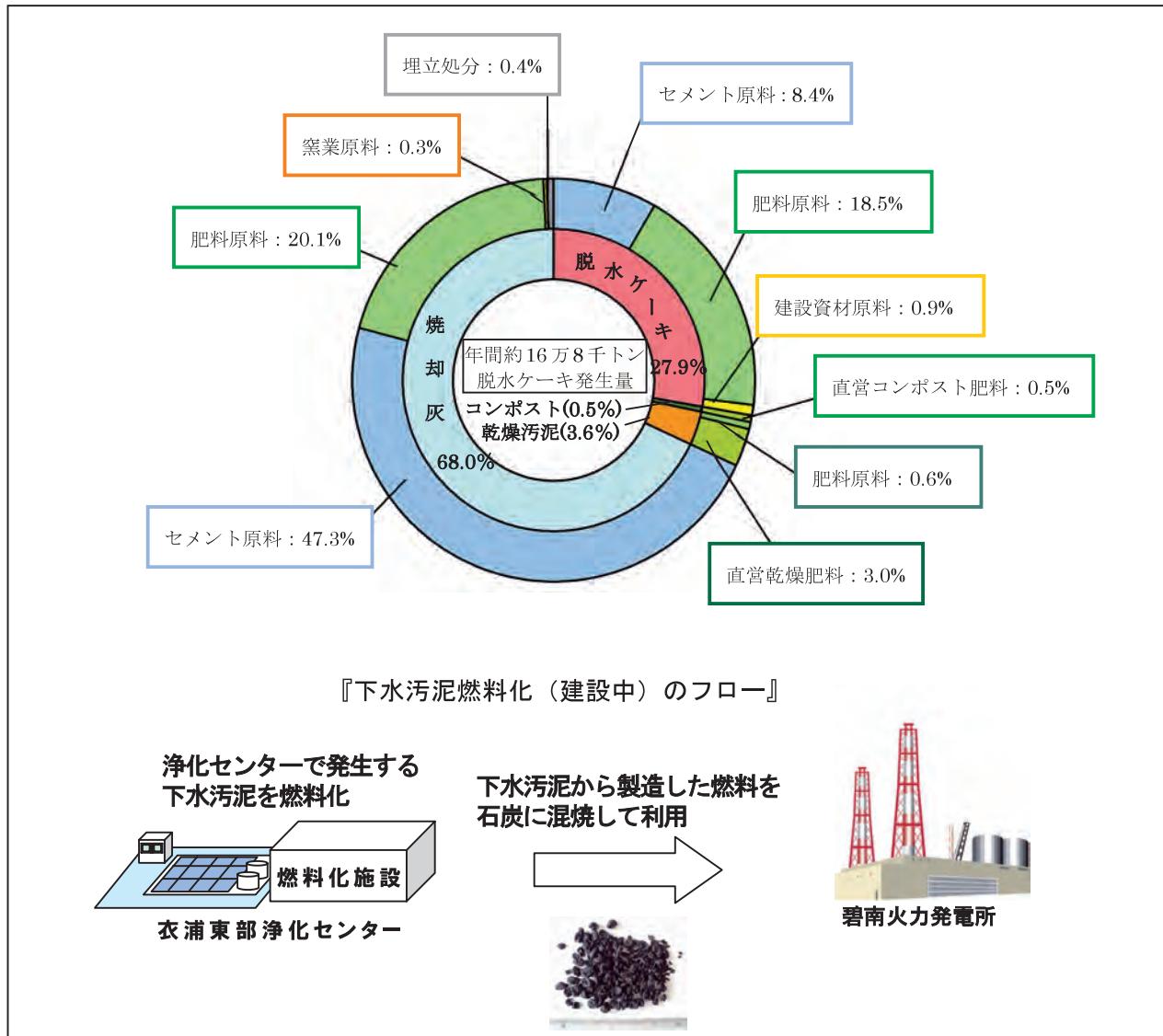
県内流域下水道の各浄化センターからの下水汚泥の総発生量は、平成 22 年度で約 16 万 8 千トンでした。その有効利用率は 99.6% に達していますが、セメント原料等、一部の利用に大きく依存しているのが現状です。社会的・経済的な変動による影響を最小限に抑え長期的かつ安

定的な利用を確保するために、新たな利用方法を見つけるなど多方面での利用拡大を図っていく必要があります。

その一つとして期待されるのが、下水汚泥の燃料化です。平成18、19年度に調査を実施した結果、下水汚泥から作られた炭化燃料は石炭代替燃料としての利用が可能であることが確認で

きました。これを受け、平成24年度からの稼働を目指し、平成21年12月から衣浦東部浄化センターにおいて汚泥燃料化施設の建設に着手しています。同施設で製造した炭化燃料は中部電力株式会社の碧南火力発電所で使用する予定です（図8-2-10）。

図8-2-10 愛知県流域下水道汚泥の利用状況



7 公共関与による最終処分場の確保

【資源循環推進課】

廃棄物処理法においては、産業廃棄物の処理は事業者責任で行うべきものとされていますが、民間事業者による新たな最終処分場の確保は近年極めて困難な状況にあります。

こうした状況への対応として、県は、事業者

処理責任の原則を堅持しつつ、必要な場合は第三セクター方式により、公共関与の最終処分場の確保を推進しています。

公共が関与している最終処分場としては、（財）愛知臨海環境整備センター（アセック）〔名古屋港南5区〕、（財）豊田加茂環境整備公社及び（財）衣浦港ポートアイランド環境事業

センターの3施設がありましたが（表 8-2-9）、このうちアセックの名古屋港南5区処分場は平成21年度に埋立が終了し、（財）衣浦港ポートアイランド環境事業センターの処分場は平成23年2月に埋立が終了しました。

このままでは産業活動や県民の生活環境に重

大な影響を及ぼすおそれがあることから、知多郡武豊町地先の衣浦港3号地で新たな広域最終処分場の整備を進めてきました（表 8-2-10、図8-2-11）。

この衣浦港3号地廃棄物最終処分場は、平成23年3月1日に全面供用を開始しました。

表 8-2-9 愛知県内の公共関与事例

名 称	(財) 愛知臨海環境整備センター	(財) 豊田加茂環境整備公社	(財) 衣浦港ポートアイランド環境事業センター
組織			
設立年月日	昭和63年8月1日	平成元年1月31日	平成8年5月24日
基本財産	219,250千円 公共 110,000千円（6自治体） (うち 県60,000千円) 民間 109,250千円（48社）	100,000千円 公共 55,000千円（7自治体） ※合併により現在は2自治体 民間 45,000千円（90団体）	100,040千円 公共 70,040千円（18自治体） 民間 30,000千円（9団体）
廃棄物受入計画			
受入開始年月	平成4年3月	平成4年4月	平成11年2月
受入廃棄物	産業廃棄物：燃え殻始め10品目 一般廃棄物：焼却残渣 (平成7年4月から)	産業廃棄物：燃え殻始め12品目 一般廃棄物：焼却灰 (平成9年4月から)	産業廃棄物：燃え殻始め9品目 一般廃棄物：焼却残渣、不燃物
受入地域	産廃（県内全域） 一廃（尾張地域）	産廃（豊田市及びみよし市） 一廃（豊田市及びみよし市）	産廃（碧南市始め5市4町） 一廃（碧南市始め10市8町）
施設概要			
設置場所	知多市新舞子地先	豊田市御船町山ノ神地内	衣浦港2号地沖（碧南市港南町地先）
面 積 容 量	56.0ha 491万m ³ (平成21年度埋立終了)	9.5ha 149万m ³	12.8ha 103万m ³ (平成23年2月埋立終了)

表 8-2-10 衣浦港3号地廃棄物最終処分場事業の概要

項 目	内 容
事業主体	(財) 愛知臨海環境整備センター（アセック）
所在地	武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先
埋立面積	47.2ヘクタール
廃棄物埋立容量	496万立方メートル
埋立廃棄物の種類	産業廃棄物：燃え殻、汚泥（有機性汚泥を除く）、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ダスト類など 一般廃棄物：焼却残渣
受入地域	県内全域
埋立期間	13年間

図 8-2-11 衣浦港3号地廃棄物最終処分場位置図・写真

